

医政発 1223 第 11 号
令和 2 年 12 月 23 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会会长 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願ひいたします。



(別添)

医政発 1223 第 10 号
令和 2 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 366 号。以下「本政令」という。）については、別紙 1、2 のとおり令和 2 年 12 月 23 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただきとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 号第 3 号に定める臨床検査技師国家試験の受験資格について、第 3 号と第 4 号に分けた上で、第 3 号については、現行の第 3 号のイ、ロ及びホに掲げる者であって、大学又は臨床検査技師養成所において検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものと規定するとともに、第 4 号については、大学において、検体検査、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業したものと規定したこと。

第二 施行期日

1 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

2 経過措置

本政令の施行時点で既に改正前の令第 18 条第 3 号に規定する受験資格を



満たしている者について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

また、本政令の施行時点では改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たしていないが、臨床検査技師養成所等に在学はしており、本政令の施行後に改正前の令第18条第3号に規定する受験資格を満たした者（同日以後に養成所等に入学し、当該養成所等において、生理学的検査、採血及び検体採取に関する科目で、厚生労働大臣の指定するものを修めた者を除く。）について、本政令の施行後も受験資格を認めることとしたこと。

以上

明治二十五年三月三十日
第三種貿易便物認可



(号外)
独立行政法人國立印刷局

- | 官報 | | 外
独立行政法人國立印刷局 |
|--|--|---|
| 目次 | 五 | 六 |
| ○特定複合観光施設区域整備法第九条
第十項の期間を定める政令(三六五) | ○臨床検査技師等に関する法律施行令
の一部を改正する政令(三六六) | ○押印を求める手続の見直し等のため
の厚生労働省関係政令の一部を改正す
る政令(三六七) |
| ○生活保護法施行令の一部を改正する
政令(三六八) | ○年金制度の機能強化のための国民年
金法等の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う関係政令の整備等に關
する政令(三六九) | ○無尽業法施行細則等の一部を改正す
る内閣府令(内閣府七五) |
| ○公営住宅法施行令の一部を改正する
政令(三五九) | ○認可特定保険業者等に関する命令の
一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・文部科学・
厚生労働・農林水産・経済産業・國
土交通・環境二) | ○府令
(府令・省令) |
| ○押印を求める手続の見直し等のため
の財務省関係政令の一部を改正する
政令(三六〇) | ○押印を求める手続の見直し等のため
の国土交通省関係政令の一部を改正
する政令(三六一) | ○認可特定保険業者等に関する命令の
一部を改正する命令
(内閣府・総務・法務・文部科学・
厚生労働・農林水産・経済産業・國
土交通・環境二) |
| ○独立行政法人造幣局法施行令の一部
を改正する政令(三六二) | ○押印を求める手続の見直し等のため
の国土交通省関係政令の一部を改正
する政令(三六三) | ○外国保険会社等供託金規則等の一部
を改正する命令(内閣府・法務二)
○特別振替機関の監督に関する命令の
一部を改正する命令
(内閣府・法務・財務二) |
| ○著作権法及びプログラムの著作物に
係る登録の特例に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係政
令の整備及び経過措置に関する政令
(三六四) | ○加入者保護信託に関する命令の一部
を改正する命令(同三) | |

- 二 ○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務五）

三 ○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（内閣府・財務・経済産業九）

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）

○ 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（内閣府・農林水産一七）

○ 中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行つう者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

（内閣府・経済産業七）

○ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（内閣府・国土交通九）

○ 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（同一〇）

○ 指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令（同一一）

- (省令)

○日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令（総務一二一）

○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（同一一二二）

○公有地の拡大の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（総務・国土交通一）

○独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（財務八七）

○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一項を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則の一部を改正する等の省令

（厚生労働・農林水産二）

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（厚生労働・国土交通二）

○住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（同一）

（以下次のページへ続く）

3	令和2年12月23日	水曜日	官報	(号外第269号)
4	造幣局債券の債券の発行について、造幣局債券の債券を発行する旨の定めがある造幣局債券を発行した日以後遅滞なく、当該造幣局債券に係る債券を発行しなければならないこととした。(第一四条関係)			
5	造幣局債券の債券の記載事項について定めることとした。(第一五条関係)			
6	造幣局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって造幣局債券の債券を無効とができるとともに、当該造幣局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めた。(第一六条関係)			
7	利札が欠けている場合における造幣局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めた。(第一七条関係)			
8	会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九条関係)			
9	この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。			

5	國立印刷局債券の債券の記載事項について定めることとした。(第一五条関係)
6	國立印刷局債券の債券の喪失について、公示催告手続によって國立印刷局債券の債券を無効とすることができるとともに、當該國立印刷局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めた。(第一六条関係)
7	利札が欠けている場合における國立印刷局債券の債券を喪失した者は、除権決定を得た後でなければ、再発行を請求することができないことを定めた。(第一七条関係)
8	会社法第六八七条、第六八九条、第六九二条及び第六九二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとした。(第一九条関係)
9	この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

5	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二〇一条第一項
6	独立行政法人水資源機構法施行令第四十五条第一項
7	独立行政法人都市再生機構法施行令第二十六条第一項
8	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令第九条第一項
9	建設業法施行令の一部改正関係

1	自動車登録令の一部改正関係
2	一部を除き、自動車の登録の申請書への署名又は押印を要しないこととした。(第一五条、第一七条、第一九条及び第三七条関係)
3	航空機登録令の一部改正関係
4	航空機の登録の申請書への署名押印を要しないこととした。(第一二条及び第一三条関係)
5	特許権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う認可政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第三六四号)(文部科学省)
6	ダム使用権登録令の一部改正関係
7	施行期日
8	押印を求める手続の見直し等のための国土交通省關政令の一部を改正する政令(政令第三六三号)(国土交通省)
9	この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

1	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う認可政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第三六四号)(文部科学省)
2	ダム使用権登録令の一部を除き、小型船舶の登録の申請書への記名押印を要しないこととした。(第二五条関係)
3	この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
4	特許複合観光施設区域整備法第九条第十項の開設を定める政令(政令第三六五号)(国土交通省)
5	特許複合観光施設区域整備法(平成三〇年法律第八〇号)第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一〇月一日から令和四年四月二八日までとするとした。(本則関係)
6	この政令は、公布の日から施行することとした。
7	特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の開設を定める政令(政令第三六五号)(国土交通省)
8	特定複合観光施設区域整備法(平成三〇年法律第八〇号)第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請の期間は、令和三年一〇月一日から令和四年四月二八日までとするとした。(本則関係)
9	この政令は、公布の日から施行することとした。

二 施行期日等		1 この政令の施行に際し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項関係)
2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。		2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。
△押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(政令第三六七号)(厚生労働省)		△押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正することとした。
一 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正関係		1 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
社会保険の審査請求又は再審査請求に關し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第一条関係)		△年金制度の機能強化のための国民年金法等の一 部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三六九号)(厚生労働省)
二 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正関係		2 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。
労働保険の審査請求又は再審査請求に關し、審査請求人又は再審査請求人等に対して押印を求めている手続について、当該押印を不要とすることとした。(第二条関係)		△年金制度の機能強化のための国民年金法等の一 部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第三六九号)(厚生労働省)
三 中小企業退職金共済法施行令、介護保険の國庫負担金の算定等に関する政令、独立行政法人の一部改正関係		3 国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係(第三条関係)
基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算について、地方税法第三四条第一項第八号の二に規定するひとり親控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三五万円控除することとした。(第二条関係)		4 特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第四条関係)
四 施行期日		5 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正関係(第五条関係)
この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。		6 確定拠出年金法施行令の一部改正関係(第六条関係)
△生活保護法施行令の一部を改正する政令(政令第三六八号)(厚生労働省)		7 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係(第七条関係)
1 生活保護法第七十五条第一項第三号及び第四号に規定する国負担の算出の基礎となる額に、同法第五十五条の八第一項に規定する被保険者健		8 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号)第一項の規定による改正前の国民年金法の規定による寡婦年金を支給しないこととする要件を、老齢年金又は障害年金若しくは障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとすることとした。
2 厚生年金保険法施行令の一部改正関係(第二条関係)		9 施行期日等
厚生年金保険法附則第二十九条第四項に規定する政令で定める数について、被保険者であつた期間に係る被保険者期間の区分に応じてそれぞれ定めることとした。		1 所要の経過措置を設けることとした。(附則第二条及び第三条関係)
2 老齢福祉年金の支給を制限する場合の所得の額の計算について、一の1に準じた改正を行うこととした。		2 この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。
八 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係(第八条関係)		
所要の改正を行うこととした。		

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受験資格）	（受験資格）
第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。	第十八条 法第十五条第二号の政令で定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。
一・二一 （略）	一・二一 （略）
三次に掲げる者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの	三次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者
イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者	三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの
ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。） (削る)	イ 第一号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者
ハ 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。ニにおいて同じ。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者	ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。）

(削る)

二 ハ 外国の中学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

四 ホ 外国の中学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

四 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検体検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検体検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

ホ (新設) 外国の中学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者